太田市告示第３２号

太田市景観計画に定める土地利用の景観形成基準の区域の指定を変更したので、太田市景観条例（平成２２年太田市条例第２３号）第８条第４項により準用する同条第３項に基づき、次のとおり告示する。

令和８年４月２日

太田市長　　穂　積　昌　信

１　工業地景観を指定する区域

名称	区域（別図のとおり）
東金井工業団地南第二地区	太田市東金井町の一部

総括図

(A0) S=1/20,000
(A3) S=1/56,000

凡例

- 地区計画変更区域
- 都市計画区域界
- 行政界

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 特別用途地区
- 特定用途制限地域
- 高度利用地区
- 防火地域及び準防火地域
- 風致地区
- 地区計画
- 都市計画道路
- 都市計画公園
- 都市計画緑地
- 都市計画墓園
- 都市計画汚物処理場
- 都市計画ごみ焼却場
- 都市計画火葬場

0 1 2 3 4 km

地区名	東金井工業団地南第二地区
面積	約1.4ha

東金井工業団地南第二地区

縮尺　A3:S=1/2500

